

令和 7 年度

第4回 第一農地部会定例会議事録

令和7年7月31日（木）

上越市市民プラザ 2階 第2会議室

令和 7 年度第 4 回第一農地部会定例会議事録

日時 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午後 3 時

場所 上越市市民プラザ 2 階 第 2 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2 番 綿貫	4 番 古川	6 番 竹山
9 番 吉村	13 番 新井	14 番 竹内
16 番 清水(増)	22 番 飯塚	24 番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島(信)	野島
片桐	笠原	荻原	小林
白滝	横田	清水(康)	野村
上原	穂苅		

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪	篠宮	佐藤
----	----	----

(2) 農地利用最適化推進委員

高島(真)	平野	長野
-------	----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	副主幹	渡邊
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

13 番 新井	24 番 松本
---------	---------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(名立区)

- 議案無し

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 9 人、欠席委員数 3 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 13 番 新井委員、議席番号 24 番 松本委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の新井委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 292 番と 293 番の 2 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。 報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。 受理した 2 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態としましては、農地転用の申請によるものであります。 関連する案件につきましては、備考欄に記載のとおりです。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第1号の2件を承認します。 ＜報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号7番から9番の3件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは2頁をご覧ください。 報告第2号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「住宅敷地」1件、「医院」1件、「一般個人住宅」1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第2号の3件を承認します。 ＜報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号65番から73番の9件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは3頁をご覧ください。 報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」6件、「建売住宅」2件、「駐車場」1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第3号の9件を承認します。

議長 (事務局) 秋山 議長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号27番から30番までの5件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは6頁をご覧ください。 議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 最初に番号27番です。 こちらは、今池地内において、もともと譲受人が耕作していた農地について、経営規模を縮小したいとするという譲渡人の要望から、譲受人に所有権移転するものがあります。現在も耕作もされており、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号28番です。 こちらは、稲地内において、高齢のため経営規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。現在も耕作されており、移転後も全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号29-1番です。 こちらは、上名柄地内において、相続した農地であるが、管理・耕作が困難なため当該農地に隣接する宅地に居住している譲受人に所有権移転するものであります。こちら譲受人が家庭菜園として耕作することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号29-2番です。 こちら、今ほどの番号29-1と同様の譲受人であり、隣地番の農地を別の所有者から譲り受けるものであります。こちら全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号30番です。 こちらは、島田下新田地内において、耕作・管理が困難な譲渡人から、当該農地に隣接する建物を購入し、カフェを開設した譲受人に所有権移転するものであります。今後、家庭菜園として耕作・管理することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：No.27 倉石委員、No.28 高島(真)委員、No.29 白滝委員、No.30 高島(信)委員から報告(異常なし)。
--	---

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
	<議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」>
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」番号 2 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 8 頁をご覧ください。 番号 2 番は、大字木島地内の農地に、「農業用施設」を建設するものです。 9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、農業を営んでいますが、農業用施設が不足しているため、ビニールハウスを含む農業用施設を新設するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 7 年 12 月 31 日、土地利用計画は、農業用施設で、申請面積 1,738 m²、所要面積が 1,738 m²（田 1,738 m²）、内訳としましてビニールハウス 117 m²、駐車場 299 m²、作業場 170 m²、通路・資材置場・雪捨て場 1,152 m²となるため支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 19 番から 22 番までの 4 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 11 頁をご覧ください。 議案第 3 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 最初に番号 19 番であります、大字長者町地内の農地に、「駐車場」を整備するものです。 12 頁に位置図、13 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、申請地の隣に事務所を構えていますが、社員増員のため、既存の駐車場では手狭になり、駐車場を拡充するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。 工期は、令和 7 年 8 月 1 日から 11 月末日、土地利用計画は、申請面積 175 m²、所要面積が駐車場 175 m²（田 175 m²）です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 20 番であります、大字荒屋地内の農地に、「駐車場」を整備するものです。 14 頁に位置図、15 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内で不動産業を営んでおり、申請地の近隣住民に貸し出すため、駐車場を整備するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。 工期は、令和 7 年 8 月 20 日から令和 7 年 8 月末日、土地利用計画は、申請面積 351 m²、所要面積が駐車場 351 m²（畑 351 m²）です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 21 番であります、大字四辻町地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 16 頁に位置図、17 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

	申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第２種に該当し、転用可能です。 工期は、令和７年８月２５日から令和７年１２月２５日、土地利用計画は、住宅１棟、カーポート１棟、申請面積 336 ㎡、所要面積が 372 ㎡（田 336 ㎡、雑種地 36 ㎡）、建築面積 113.20 ㎡で建ぺい率は 30.43%となり、支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号 22 番であります、大字東中島地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 18 頁に位置図、19 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、結婚し、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第２種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から令和 8 年 3 月 20 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 168 ㎡、所要面積が 319.04 ㎡（畑 168 ㎡、宅地 151.04 ㎡）、建築面積 105.78 ㎡で建ぺい率は 33.16%となり、支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転 1 件、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 60 番から 92 番までの 33 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山	それでは、20 頁をご覧ください。 まず農地の売買、所有権移転であります。 こちらは、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。 本案件は、「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に利用権設定であります。 21 頁をご覧ください。 最初に「地域計画区域内」の案件について説明します。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、今回の対象農地につきましては、29 頁からの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 頁は 24 頁をご覧ください。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第４号について、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 （中郷区駐在室分の議案） ＜議案第１号「農地法第３条許可申請について」＞
議長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 7102 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁をご覧ください。 議案第１号は、農地の利用権設定に係る許可についてです。 別添の農地法第３条調査書も併せてご覧ください。 番号 7102 番は、高齢で労力不足により規模縮小したいとする貸主と、同じ町内の譲受人との双方合意の上、賃貸借権を設定するものです。 全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	＜議案第２号「農地法第４条第１項許可申請について」＞ 次に、議案第２号「農地法第４条第１項許可申請について」番号 7101 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。

(中郷区) 丸山	それでは 2 頁をご覧ください。 番号 7101 番は、中郷区松崎地内の申請人所有の農地に、農機具格納庫及び野菜の置場を設置するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は自家用に畑を耕作しており、現在は農機具の収納及び野菜の置き場所がないため、自身が所有する農地の一部を格納庫及び野菜置場に転用するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は許可日から令和 7 年 9 月 30 日までです。 土地利用計画は所要面積が 240 m² (畑 240 m²) で、内訳は格納庫建設が 27 m²、出入り口と野菜置場として 213 m²です。 申請人の宅地に隣接しており、雨水は地下浸透で汚水等の発生はありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7101 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	5 頁をご覧ください。 番号 7101 番は、中郷区二本木地内の農地を賃借し、「仮設道路・資機材置場」に一時転用するものです。 6 頁に位置図及び 7 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

	申請者は建設業を営んでおり、上越市が発注した消雪井戸更新工事を受注し、工事の実施に伴い工事場所に隣接する休耕田を借り上げ、工事期間中の仮設道路並びに工事用資機材の置き場として利用するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 7 年 11 月 30 日までです。 土地利用計画は所要面積が 588 m²(田 588 m²) で、内訳は市道の迂回路としての仮設道路が 150 m²、資機材置場が 350 m²、休憩小屋設置が 88 m²です。 雨水については地下浸透で汚水等の発生はありません。 敷き鉄板を敷設し、工事終了後は敷き鉄板を除去して原形に復旧します。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。 以上のことから農地転用の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。
議長	ただ今の事務局の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 次に議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定 7115 番から 7116 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	8 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、9 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりで、いずれも地域計画内の農地であります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

	本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 4 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	（板倉区駐在室分の議案） ＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、7508 番から 7511 番の 4 件を上程します。 はじめに古川委員関連の 7510 番、7511 番を除く 2 件について、事務局の説明を求めます。
（板倉区） 渡辺	はじめに古川委員関連の 2 件を除く番号 7508 番、7509 番を説明します。 巻末の「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。 最初に 7508 番について、地主は高齢により耕作が困難であり、当該土地については古くから現耕作者に耕作を依頼しており双方ともお互いを信頼している間柄であります。今回、農地中間管理機構を通さず、3 条による賃貸借権を設定したのは、双方の意向によるものです。 続いて、7509 番は、地主は耕作経験もなく機械もないことから知人である譲受人に無償で所有権の移転を行うものです。なお、譲受人は、所在地の町内に居住しており通作距離は約 200 メートルと至近であり、露地野菜の栽培を計画しております。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、次に、古川委員関連の番号 7510 番と 7511 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する古川委員は、退席をお願いします。 (古川委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(板倉区) 渡辺	3 頁と 4 頁をご覧ください。 古川委員関連の 7510 番、7511 番について説明します。 こちら譲受人が同一人なので合わせて説明します。 7510 番の地主は愛知県に在住しており維持管理が困難なこと、7511 番は地主が病気のため維持管理が困難なことから譲受人が要望に応え所有権の移転を行うものです。なお、譲受人は、隣接地で露地野菜を栽培しており一体的に維持・管理するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。 それでは、7508 番から 7511 番について、板倉区の農地利用最適化推進委員 野村委員から補足説明をお願いします。 ※野村委員：補足説明（異常なし）
議長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり。)
議長	特に質問等がないようですので、古川委員関連の番号 7510 番と 7511 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「ありません」の声あり。)
議長	異議なしと認めます。 それでは、古川委員の退席を解除します。 【古川委員 復席】

議長	古川委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたのでお知らせします。それでは採決に入ります。 議案第 1 号「農地法 3 条許可申請について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、7613 番、7614 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 渡辺	それでは、3 頁をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、4 頁の対象農用地リストに記載のとおりで、地域計画内の農地であります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

議長	(清里区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、利用権設定、番号 8150 番、8151 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは、1 頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 今回の対象農地につきましては、2 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 お疲れさまでした。